

7・規 光・環境に するこ と	7-1 単純開口率	一戸建て又 は共同住 宅等	単純開口率% (単位、未満を切 り未満を切る。) を示す。	単純開口率% (単位、未満を切 り未満を切る。) を示す。	単純開口率 方位別開口比	居室の外壁又 は屋根に設け られた開口部の面 積に対する割合 毎の比率	居室の外壁又 は屋根に設け られた開口部の面 積に対する割合 毎の比率
	7-2 方位別開口比	一戸建て又 は共同住 宅等	東面、南面、 西面、北面、 真上に方 向別、開 口を整 数で示 す。	東面、南面、 西面、北面、 真上に方 向別、開 口を整 数で示 す。	方位別開口比	居室に係る上 下階(重量床衝 撃音の落 下や足音 の響き)を遮 断する対 策	居室に係る上 下階(重量床衝 撃音の落 下や足音 の響き)を遮 断する対 策
8 音環境	8-1 重量床衝撃音対 策	共同住宅 等	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	重量床衝撃音 遮断対策	居室に係る上 下階(重量床衝 撃音の落 下や足音 の響き)を遮 断する対 策	居室に係る上 下階(重量床衝 撃音の落 下や足音 の響き)を遮 断する対 策
	8-2 重量床衝撃音対 策	8 音環境	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	重量床衝撃音 遮断対策等級	重量床衝 撃音対 策等級	重量床衝 撃音対 策等級
	8-3 重量床衝撃音対 策	8 音環境	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	重量床衝撃音 遮断対策等級	重量床衝 撃音対 策等級	重量床衝 撃音対 策等級
	8-4 重量床衝撃音対 策	8 音環境	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	重量床衝撃音 遮断対策等級	重量床衝 撃音対 策等級	重量床衝 撃音対 策等級
	8-5 重量床衝撃音対 策	8 音環境	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	上階の住戸 及び下階の住 戸の間のそ れぞれに次 の方法によ り示す。	重量床衝撃音 遮断対策等級	重量床衝 撃音対 策等級	重量床衝 撃音対 策等級

口. 軽量床レベル音低減(床仕上打響音)	等級 3 基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件件下でおむね日本工業規格のL <sub>1,40dB</sub> -55等級相当)を確保するため必要な対策が講じられる	軽量床衝撃音(床仕上打響音) 次に掲げる衝撃音低減(床衝撃音)の最も高い値が最も高い居室について、その軽量床レベル低減(床仕上打響音)を示す。	軽量床衝撃音 レベル低減量(床 上打響音) a. 30dB b. 25dB c. 20dB d. 15dB e. その他	居室に係る上下階との境界床の出上昇音(軽量床下の衝撃音)の低減の程度	居室に係る上下階との境界床の出上昇音(軽量床下の衝撃音)の低減の程度	等級 3 透過損失等級(床 上打響音) 共同住宅 等	居室内の壁の構成による空気伝播音の遮断の程度	等級 4 透過損失等級 (床 上打響音) 共同住宅 等	特に優れた空気伝播音の遮断性能(特定の条件件下で日本工業規格のR <sub>1,40dB</sub> -55等級相当)が確保されている程度	等級 3 優れた空気伝播音の遮断性能(特定の条件件下で日本工業規格のR <sub>1,40dB</sub> -50等級相当)が確保されている程度	等級 2 基本的な空気伝播音の遮断性能(特定の条件件下で日本工業規格のR <sub>1,40dB</sub> -45等級相当)が確保されている程度
----------------------	--	--	---	------------------------------------	------------------------------------	--	------------------------	--	---	---	--

8 - 4 透過損失等級 (外壁開口部)	等級 1 建築基準法に定める空気伝播音の遮断の程度	東面、南面、西面及各方位に於いて、 等級(1, 2又は3)による。	透過損失等級 (外壁開口部)	居室外に於ける空気伝播音の遮断の程度	等級 1 居室外に於ける空気伝播音の遮断性能(日本工業規格のR <sub>1,40dB</sub> -25等級相当)が確保されている程度	等級 2 優れた空気伝播音の遮断性能(日本工業規格のR <sub>1,40dB</sub> -20等級相当)が確保されている程度	等級 1 その他の	高齢者等配慮(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮の程度	等級 1 高齢者等配慮(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮の程度	等級 1 その他の
9 - 1 高齢者等配慮(専用部分)	等級 1 その他の	一戸建て又は共同住宅等	9 - 1 高齢者等配慮(専用部分)	一戸建て又は共同住宅等	等級 (1, 2, 3又は5)による。	等級 1 高齢者等配慮(専用部分)	9 - 1 高齢者等配慮(専用部分)	等級 5 その他の	高齢者等が安全に移動するが為に配慮した措置が講じられており、介助式車生活する者等が基本的な生活行為を行う場合に配慮している	等級 4 高齢者等が安全に移動するが為に配慮した措置が講じられており、介助式車生活する者等が基本的な生活行為を行う場合に配慮している	等級 3 高齢者等が安全に移動するが為に配慮した措置が講じられており、介助式車生活する者等が基本的な生活行為を行う場合に配慮している	等級 2 高齢者等が安全に移動するが為に配慮した措置が講じられており、介助式車生活する者等が基本的な生活行為を行う場合に配慮している
9 - 2 高齢者等配慮(専用部分)	等級 1 その他の	共同住宅等	9 - 2 高齢者等配慮(専用部分)	共同住宅等	等級 (1, 2, 3又は5)による。	等級 1 高齢者等配慮(専用部分)	9 - 2 高齢者等配慮(専用部分)	等級 1 共同住宅等	共同住宅の主に建物出入口にかかる住戸の高齢者等への配慮の程度	等級 2 高齢者等配慮(専用部分)	共同住宅の主に建物出入口にかかる住戸の高齢者等への配慮の程度	等級 1 その他の

- ⑥ 下面を向いている開口部は、その傾きにかかわらず、北、東、南又は西の方位にある開口部とし、その面積は垂直投影面積すること。

#### 8 音環境に関すること

##### 8-1 重量床衝撃音遮断対策

###### (1) 適用範囲

共同住宅等に適用する。

###### (2) 基本原則

###### イ 定義

- ① 「重量床衝撃音」とは、日本工業規格A1418-2に規定する衝撃力特性[1]の標準重量衝撃源又はこれと同等の衝撃源で床に衝撃を加えたときに、直下の受音室に発生する床衝撃音をいう。
- ② 「床構造」とは、鉄筋コンクリート造のスラブ等構造耐力上主要な部分である床版の構造部分をいう（8-2において同じ。）。
- ③ 「床仕上げ構造」とは、床構造の上に施工される床仕上げ材又は床下地構造材及び床上げ材で構成される構造部分をいう（8-2において同じ。）。
- ④ 「均質单板スラブ」とは、同一のコンクリートで一様に構成される床構造をいう（8-2において同じ。）。
- ⑤ 「ボイドスラブ」とは、部分的に中空層を有するコンクリートの床構造その他これに類する床構造をいう（8-2において同じ。）。
- ⑥ 「下階界床」とは、評価対象住戸とその直下に存する居室（台所を除く。）との界床をいう（8-2において同じ。）。
- ⑦ 「上階界床」とは、評価対象住戸の居室（台所を除く。）とその直上の住戸その他の室との界床をいう（8-2において同じ。）。
- ⑧ 「受音室」とは、評価対象住戸の直下に存する居室（台所を除く。）及び評価対象住戸の居室（台所を除く。）をいう（8-2において同じ。）。

###### ロ 評価事項

- ① この性能表示事項において評価すべきものは、居室の界床における重量床衝撃音の下階への伝わりにくさとする（ただし、相当スラブ厚（重量床衝撃音）にあっては、構成材料及び断面形状によって発揮される界床の振動のしにくさとする。）。
- ② ①に掲げる重量床衝撃音の下階への伝わりにくさは、重量床衝撃音対策等級又は相当スラブ厚（重量床衝撃音）のいずれかについて評価するものとする。
- ③ ②の評価対象住戸の重量床衝撃音対策等級については、下階界床及び上階界床のそれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の等級及び最も高い評価を受けた界床の等級とする。
- ④ ②の評価対象住戸の相当スラブ厚（重量床衝撃音）については、下階界床及び上階界床のそれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の相当スラブ厚（重量床衝撃音）及び最も高い評価を受けた界床の相当スラブ厚（重量床衝撃音）とする。
- ⑤ 重量床衝撃音対策等級の各等級に要求される水準は、次の表の(i)項に掲げる等級に応じ、次に掲げる条件下で、(ii)項に掲げる各帯域においてそれぞれに掲げる水準（重量床衝撃音レベル5dBの誤差を含む。）となるよう界床に対し必要な対策が講じられていることとする。
- a 対象周波数域内(45Hz以上710Hz以下の周波数域をいう。bにおいて同じ。)において、

- 床構造は拡散曲げ振動場とする。
- b 対象周波数域において受音室は拡散音場とする。
- c 受音室の等価吸音面積は10m<sup>2</sup>とする。

等級	重量床衝撃音レベル			
	63Hz帯域	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域
5	73dB以下	63dB以下	56dB以下	50dB以下
4	78dB以下	68dB以下	61dB以下	55dB以下
3	83dB以下	73dB以下	66dB以下	60dB以下
2	88dB以下	78dB以下	71dB以下	65dB以下
1	—	—	—	—

- (3) 評価基準
- イ 重量床衝撃音対策等級
- 鉄筋コンクリート造等である評価対象住戸の等級は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も高い評価を受けた界床の等級及び最も低い評価を受けた界床の等級とし、それぞれの等級は次により判定するものとする。
- ① 等級 5  
界床の床構造の端部拘束条件（界床の周囲の4辺のうち大半り又は耐力壁が存在する辺の数をいう。以下同じ。）及び等価厚さ（ロ②bに掲げる計算式により求めたhiをいう。以下同じ。）並びに受音室の面積が、均質单板スラブにあっては表1、ボイドスラブにあっては表2のそれぞれの頂に掲げる界床の床仕上げ構造に応じ、(i)項、(ii)項、(iii)項に掲げる基準に適合していること。

表1

(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積	
ロ②d(i)に適合する床仕上げ構造	4辺	200mm以上	15m <sup>2</sup> 以下	
	3辺以上	230mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
		220mm以上	11m <sup>2</sup> 以下	
1辺以上	230mm以上	11m <sup>2</sup> 以下		
	220mm以上	10m <sup>2</sup> 以下		
ロ②d(i)又は(iii)に適合する床仕上げ構造	4辺	210mm以上	15m <sup>2</sup> 以下	
	3辺以上	230mm以上	10m <sup>2</sup> 以下	
	1辺以上	230mm以上	8m <sup>2</sup> 以下	

表2

(iv)	(5)	(3)	(#)	(#)	(e)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積		
ロ②d(i)から(5)までのいずれかに適合する床仕上げ構造	3辺以上	270mm以上 260mm以上 250mm以上	26m <sup>2</sup> 以下 21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下		
	2辺以上	270mm以上 260mm以上 250mm以上	21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下		
上記以外の床仕上げ構造				上記以外の床仕上げ構造	
	1辺以上	270mm以上 260mm以上 250mm以上	13m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下	4辺 3辺以上 1辺以上	200mm以上 190mm以上 210mm以上 200mm以上 190mm以上 210mm以上 230mm以上 230mm以上
					15m <sup>2</sup> 以下 12m <sup>2</sup> 以下 13m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下 10m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 10m <sup>2</sup> 以下 8m <sup>2</sup> 以下

表2

(iv)	(5)	(3)	(#)	(#)	(e)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積		
ロ②d(i)から(5)までのいずれかに適合する床仕上げ構造	3辺以上	270mm以上 260mm以上 250mm以上	26m <sup>2</sup> 以下 21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下		
	2辺以上	270mm以上 260mm以上 250mm以上	21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下		
上記以外の床仕上げ構造				ロ②d(i)から(5)までのいずれかに適合する床仕上げ構造	
	1辺以上	270mm以上 260mm以上 250mm以上	13m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下	3辺以上	240mm以上 230mm以上 220mm以上 220mm以上
					26m <sup>2</sup> 以下 26m <sup>2</sup> 以下 21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下
				2辺以上	240mm以上 230mm以上 240mm以上 230mm以上
					21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下
					11m <sup>2</sup> 以下

(iv)	(5)	(3)	(#)	(#)	(e)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積		
ロ②d(i)から(5)までのいずれかに適合する床仕上げ構造	3辺以上	200mm以上	21m <sup>2</sup> 以下		
	2辺以上	180mm以上 200mm以上 190mm以上	16m <sup>2</sup> 以下 17m <sup>2</sup> 以下 15m <sup>2</sup> 以下		
上記以外の床仕上げ構造				上記以外の床仕上げ構造	
	1辺以上	180mm以上 200mm以上	12m <sup>2</sup> 以下 13m <sup>2</sup> 以下	3辺以上	270mm以上 270mm以上 260mm以上 250mm以上
					21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下
				2辺以上	270mm以上 270mm以上 260mm以上 250mm以上
					13m <sup>2</sup> 以下 13m <sup>2</sup> 以下 12m <sup>2</sup> 以下

② 等級4  
界床の床構造の端部拘束条件及び等価厚さ並びに受音室の面積が、均質単板ラブにあっては表1、ボイドスラブにあつては表2のそれぞれ(5)項及び(6)項に掲げる基準に適合していること。

表1

(iv)	(5)	(3)	(#)	(#)	(e)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積		
ロ②d(i)に適合する床仕上げ構造	3辺以上	200mm以上	21m <sup>2</sup> 以下		
	2辺以上	180mm以上 200mm以上 190mm以上	16m <sup>2</sup> 以下 17m <sup>2</sup> 以下 15m <sup>2</sup> 以下		
上記以外の床仕上げ構造				上記以外の床仕上げ構造	
	1辺以上	200mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	3辺以上	270mm以上 270mm以上 260mm以上 250mm以上
					21m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 16m <sup>2</sup> 以下 11m <sup>2</sup> 以下
				2辺以上	270mm以上 270mm以上 260mm以上 250mm以上
					13m <sup>2</sup> 以下 13m <sup>2</sup> 以下 12m <sup>2</sup> 以下

ロ②d(i)又は(5)に適合する床仕上げ構造

2辺以上

③ 等級 3  
界床の床構造の端部拘束条件及び等価厚さ並びに受音室の面積が、均質単板スラブにあっては表1、ボイドスラブにあっては表2のそれぞれ(い)項に掲げる界床の床仕上げ構造に応じ、(ろ)項及び(は)項に掲げる基準に適合していること。

表1

(い)	(ろ)	(は)	(は)	(は)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積	
口②d(い)に適合する床仕上げ構造	4辺	170mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
		150mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
3辺以上		180mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
		150mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
2辺以上		180mm以上	17m <sup>2</sup> 以下	
		150mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
1辺以上		170mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
		150mm以上	11m <sup>2</sup> 以下	
口②d(い)又は(は)に適合する床仕上げ構造	4辺	180mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
		160mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
3辺以上		180mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
		150mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
2辺以上		180mm以上	17m <sup>2</sup> 以下	
		170mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
		160mm以上	12m <sup>2</sup> 以下	
		150mm以上	11m <sup>2</sup> 以下	

1辺以上	190mm以上	190mm以上	12m <sup>2</sup> 以下
	210mm以上	210mm以上	13m <sup>2</sup> 以下
	200mm以上	200mm以上	11m <sup>2</sup> 以下
	190mm以上	190mm以上	10m <sup>2</sup> 以下

表2

(い)	(ろ)	(は)	(は)	(は)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積	
口②d(い)から(は)までのいすれかに適合する床仕上げ構造	3辺以上	220mm以上	26m <sup>2</sup> 以下	
	2辺以上	220mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
上記以外の床仕上げ構造	1辺以上	220mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
	3辺以上	240mm以上	26m <sup>2</sup> 以下	
		230mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
2辺以上		240mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
		230mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
		220mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
1辺以上		240mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
		230mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
		220mm以上	11m <sup>2</sup> 以下	
1辺以上		240mm以上	13m <sup>2</sup> 以下	
		230mm以上	12m <sup>2</sup> 以下	

## ④ 等級 2

界床の床構造の端部拘束条件及び等価厚さ並びに受音室の面積が、均質単板スラブにあっては表1、ボイドスラブにあっては表2のそのぞれ(い)項に掲げる界床の床仕上げ構造に応じ、(ろ)項、(は)項及び(い)項に適合していること。

表1

(い)	(ろ)	(は)	(は)	(は)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積	
口②d(い)から(は)までのいすれかに適合する床仕上げ構造	4辺	150mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
	3辺以上	180mm以上	21m <sup>2</sup> 以下	
	2辺以上	180mm以上	17m <sup>2</sup> 以下	
上記以外の床仕上げ構造	3辺以上	210mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
		190mm以上	16m <sup>2</sup> 以下	
2辺以上		210mm以上	17m <sup>2</sup> 以下	
		200mm以上	15m <sup>2</sup> 以下	

上記以外の床仕上げ構造	1辺以上	150mm以上	13m以下
	4辺	180mm以上	21m以下
3辺以上	160mm以上	16m以下	
	180mm以上	21m以下	
2辺以上	160mm以上	13m以下	
	150mm以上	11m以下	
1辺以上	180mm以上	17m以下	
	170mm以上	13m以下	
1辺以上	160mm以上	12m以下	
	150mm以上	11m以下	
1辺以上	180mm以上	13m以下	
	170mm以上	11m以下	
2	150mm以上	10m以下	

(イ)	(ア)	(イ)	(イ)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積
すべての床仕上げ構造	3辺以上	220mm以上	26m以下
	2辺以上	220mm以上	21m以下
	1辺以上	220mm以上	13m以下

#### 口 相当スラブ厚（重量床衝撃音）

評価対象住戸の相当スラブ厚（重量床衝撃音）は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の相当スラブ厚（重量床衝撃音）及び最も高い評価を受けた界床の相当スラブ厚（重量床衝撃音）とする。

① 相当スラブ厚（重量床衝撃音）は、次の(a)から(e)までのいずれかに適合しているかによることとする。

a 相当スラブ厚27cm以上  
界床の相当スラブ厚が27cm以上であること。

b 相当スラブ厚20cm以上  
界床の相当スラブ厚が20cm以上であること。

c 相当スラブ厚15cm以上  
界床の相当スラブ厚が15cm以上であること。

d 相当スラブ厚11cm以上  
界床の相当スラブ厚が11cm以上であること。

e その他

aからdまでに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。  
② 相当スラブ厚は、界床の重量床衝撃音の低減に有効な厚さとして、次に定めるところにより求めた値とする。

a 相当スラブ厚は、次の式によって算出した値とする。

$$hs = h_i \times 10^{4.46} \times 100$$

この式において、 $hs$ 、 $h_i$ 、及び $\Delta L$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 相当スラブ厚（単位 cm）  
 床構造の等価厚さ（単位 m）  
 床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量（単位 dB）  
 b aの $h_i$ は、均質单板スラブにあつては当該スラブの厚さ、その他のコンクリートの床構造にあつては次の式によって算出した値とする。

$$h_i = (2m + \Sigma (E_{ij}) \times 10^{-13})^{1/4}$$

この式において、 $m$ 、 $E_i$ 、及び $E_{ij}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 床構造の面密度（1m当たりの質量をいう。以下同じ。）（単位 kg/m<sup>2</sup>）  
 E<sub>i</sub> 床構造に使用される各部位（ただし、剛に接合される複数の部位については一つの部位とみなす。）のヤング率（単位 N/mm<sup>2</sup>）  
 E<sub>ij</sub> 床構造に使用される各部位の断面の幅1m当たりの断面2次モーメント（単位 m<sup>4</sup>/m）

c 次に掲げる床仕上げ材が直接床構造の上に施工される床仕上げ構造にあっては、aの $\Delta L$ をfに規定する条件下に適合する試験方法によって確認した重量床衝撃音レベル低減量（63Hz帯域の測定値、125Hz帯域の測定値に5dBを加えた値、250Hz帯域の測定値に8dBを加えた値及び500Hz帯域の測定値に8dBを加えた値のうち最も低い値とする。以下同じ。）とすることができるものとする。

- (i) 日本工業規格J4404に規定する織じゅうたん及びこれと同等のもの
- (ii) 日本工業規格J4405に規定するタフテッドカーペット及びこれと同等のもの
- (iii) 日本工業規格A5902に規定する量及びこれと同等のもの
- (iv) 日本工業規格A5914に規定する建材畳及びこれと同等のもの

d 次に掲げる床仕上げ構造（床仕上げ材と床構造又は床下地構造材の間に床暖房パネル（モルタル、合板等の建材の間に温水パイプその他これに類するものを有するパネルをいい、基材にモルタルを用いる場合を除き、厚さ15mm以内のものに限る。）が施工されたものを含む。）にあっては、aの $\Delta L$ を0dBとすることができるものとする。  
 (i) 床仕上げ材がcに掲げる床仕上げ材又は次に掲げる基準に適合する木質系のフローリング材であつて、当該床仕上げ材が直接床構造の上に設けられているもの

(a) 断面構成が一様であること。  
 (b) 床仕上げ材の合計の厚さ（床暖房パネルの厚さを除く。）が16mm以下であること。

(ii) (i)の床仕上げ材が、次に掲げる乾式二重床下地構造材（木質面材の下部に脚を有し、当該木質面材と床構造の間に空気層を有する床下地構造材をいう。以下同じ。）の上に設けられているもの

(a) 脚の直上に存する木質面材が、厚さ20mm以上の合板、構造用パネル又はパーティクルボードであり、かつ、縦方向及び横方向のいずれも曲げ強さ18.0N/mm以上であること。  
 (b) (a)の木質面材の直上に、面密度30kg/m<sup>2</sup>以上のアスファルト系面材その他これに類する耐振上有効な面材が設けられていること。

- (c) (b)の耐振上有効な面材の直上に、捨張り材（木質面材であって、それらの厚さの合計が12mm以上であるものに限る。）が設けられていること。
- (d) (a)から(c)までに掲げる面材と室周囲の壁の間に、空隙が設けられていること。
- (e) 脚が次に掲げる基準に適合すること。
- (f) 1m当たり4個以上が均一な配置で設けられていること。ただし、室周囲の壁から50mm以内の部分にあっては、この限りでない。
- (g) 下端が、ゴム硬度60度以下ゴムであること。
- (h) 脚の長さが、下端のゴムを含めて100mm以上であること。
- (i) (i)の床仕上げ材が、次に掲げる基準に適合する発泡プラスティック系床下地構造材（発泡プラスティック材による弾性層を有する床下地構造材をいう。以下同じ。）の上に設けられているもの。
- (a) 床構造の直上に、発泡プラスティック材（密度が10kg/m<sup>3</sup>以上14kg/m<sup>3</sup>以下で圧縮強度が0.5N/cm<sup>2</sup>以上2.0N/cm<sup>2</sup>以下のものに限る。）による弾性層が床面積の1/2以上の部分に均一な配置で設けられていること。
- (b) (i)の発泡プラスティック材の直上に、日本工業規格A9511に規定するビーズ法ボリスチレンフォーム保温板（以下「保温板」という。）のうち、特号、1号又は2号のもの（(a)の発泡プラスティック材と異なるヤング率のものに限る。）が設けられていること。
- (c) (i)の保温板の直上に、捨張り材（合板、構造用パネル又はパーティクルボードであって、それらの厚さの合計が20mm以上あるものに限る。）が設けられていること。
- (d) (c)の捨張り材の直上に、面密度30kg/m<sup>2</sup>のアスファルト系面材その他これに類する耐振上有効な面材が設けられていること。
- e c又はdの規定による場合を除き、aのΔLを-5dBとすること。
- f 床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量の試験方法は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (i) 日本工業規格A1440に規定する方法に従い試験が行われば、かつ、重量床衝撃音レベル低減量が算出されること。ただし、当該試験には、衝撃源として日本工業規格A1418-2に規定する衝撃力特性(i)を有する標準重量衝撃源を用いるものとする。
- (j) 日本工業規格A1440の5.1においてカテゴリーII又はカテゴリーIIIに該当する床材について行う試験の試験設備は、2層分の室を有する鉄筋コンクリート造であり、受音室が30m<sup>2</sup>以上の直方体で、かつ、受音室と音源室の間の床スラブが面積19m<sup>2</sup>以上21m<sup>2</sup>以下であること。
- (k) 試験体が、(l)の床スラブの面積の1/2程度の長方形であること。
- (l) 試験体が、(l)の床スラブ上に、隣り合う2辺が床スラブの端部上にあるよう、かつ、それら以外の2辺が壁、敷居の一部を設ける等実際の建物が施工されるのと同様になるように設置されること。
- g 次に掲げる基準に適合している木造の界床にあっては、aのh<sub>s</sub>を11cmとすることができる。
- (i) 床組の構造が、軸組工法の場合にあっては次の(i)から(c)に掲げる基準、軸組壁工法の場合にあっては次の(d)に掲げる基準にそれぞれ適合していること。
- (a) 短辺105mm以上で長辺240mm以上の床ばかりが、910mm以下の間隔で設けられていること。

- (c) 短辺45mm以上で長辺105mm以上の床ばかりが、300mm以下の間隔で設けられていること。
- (c) 床ばかりの上端と根太の上端の高さを同一に納めた床組にあっては次に掲げる基準に適合していることとし、これ以外の床組にあっては床ばかりと根太を渡りあごかけで接合し、かつ、日本工業規格A5508に規定する鉄丸くぎN752本で斜め打ちしたもの又はこれと同等の接合方法としたものであること。
- (f) 厚さ15mm以上の構造用合板若しくは構造用パネル又は厚さ15mm以上のパーティクルボードを2枚以上としたものがくぎを用いて根太に打ち付けられていること。
- (g) 根太の間には、厚さ50mm以上で密度40kg/m<sup>3</sup>以上のロックウールが設けられていること。
- (d) 根太が、軸組壁工法構造用製材の日本農林規格に規定する寸法型式210又は212に適合するものであり、かつ、45mm以下の間隔で設けられていること。
- (h) 根太の直上に、床ばかりの上端と根太の上端の高さを同一に納めた床組（軸組壁工法によるものを除く。）にあっては次に掲げる基準に適合している面材が設けられ、これ以外の床組にあっては床下下地（厚さ15mm以上の構造用合板若しくは構造用パネル又は厚さ15mm以上のパーティクルボードを2枚以上としたものに限る。以下(i)において同じ。）が設けられていること。
- (a) 根太の直上に、床下下地が設けられ、かつ、その直上に厚さ12.5mm以上の石こうボードが設けられていること。
- (b) (a)の石こうボードの直上に、厚さ10mm以上のアスファルト系面材その他これに類する耐振上有効な面材が設けられていること。
- (i) (ii)により設けられる面材の直上に、次の(a)から(d)までのいずれかが設けられること。
- (a) 厚さ35mmのモルタル又は普通のコンクリート
- (b) 厚さ70mm以上の高温高圧蒸気養生された堅量気泡コンクリート製パネル
- (c) 軸組工法の場合にあっては、厚さの合計が30mm以上の石こうボードの上に合板を設けたもので、それらの厚さの合計が65mm以上（石こうボードを強化石こうボードとし、かつ、それらの厚さの合計を30mm以上としたものにあっては60mm以上、それらの厚さの合計を40mm以上としたものにあっては55mm以上）のもの
- (d) 厚さ15mm以上のパーティクルボードを2枚以上としたもの（床ばかりの上端と根太の上端の高さを同一に納めた床組（軸組壁工法によるものを除く。）の場合に限る。）
- (iv) 床仕上げ材が、(i)に掲げる基準に適合するものであること。
- (v) 天井の構造が、次に掲げる基準に適合していること。
- (a) 独立造音天井（天井の構造が、床ばかり又は根太に接合されていない等床組から構成上独立しているものをいう。）であること。
- (b) 天井面の下地材が厚さ12.5mm以上の石こうボード2枚以上であること。ただし、(i)により設けられる面材の直上に(i)の(b)又は(c)に掲げるものが設けられている場合にあっては、厚さ15mm以上の強化石こうボード2枚以上であること。
- (c) (b)の下地材の直上に、厚さ50mm以上で密度40kg/m<sup>3</sup>以上のグラスウールが、すき間なく設けられていること。

8-2 軽量床衝撃音遮断対策  
 (1) 適用範囲  
 共同住宅等に適用する。

(2) 基本原則  
 イ 定義

「軽量床衝撃音」とは、日本工業規格A1418-1に規定する標準軽量床衝撃音発生器又はこれと同等の衝撃源で床に衝撃を加えたとき、直下の受音室に発生する床衝撃音をいう。

ロ 評価事項

(1) この性能表示事項において評価すべきものは、居室の界床における軽量床衝撃音の下降への伝わりにくさとする(ただし、軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)にあっては、界床の仕上げ構造によって発揮される軽量床衝撃音の低減の効果の大きさとする。)。

(2) ①に掲げる軽量床衝撃音の下降への伝わりにくさは、軽量床衝撃音対策等級又は軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)のいずれかについて評価するものとする。

(3) ②の評価対象住戸の軽量床衝撃音対策等級については、下階界及び上階界床のそれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の等級及び最も高い評価を受けた界床の等級とする。

(4) ②の評価対象住戸の軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)については、下階界床及び上階界床のそれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)及び最も高い評価を受けた界床の軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)とする。

(5) 軽量床衝撃音対策等級に要求される水準は、次の(i)に掲げるものとする。ただし、鉄筋コンクリート造その他床構造と床仕上げ構造を明確に分離できる界床にあっては、b)に掲げるものとすることができる。

a) 次の表の(i)項に掲げる等級に応じ、次に掲げる条件下で、(i)項に掲げる各帯域においてそれぞれに掲げる水準(軽量床衝撃音レベル5dBの誤差を含む。)となるよう界床に対し必要な対策を講じられること。

(i) 対象周波数域内(90Hz以上2,800Hz以下)の周波数域をいう。(ii)において同じ。)において、床構造は拡散曲げ振動場とする。

(ii) 対象周波数域内において受音室は拡散音場とする。  
 (iii) 受音室の等価吸音面積は10m<sup>2</sup>とする。

表2 (i)

等級	軽量床衝撃音レベル			
	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域	1kHz帯域
5	58dB以下	51dB以下	45dB以下	42dB以下
4	63dB以下	56dB以下	50dB以下	47dB以下
3	68dB以下	61dB以下	55dB以下	52dB以下
2	73dB以下	66dB以下	60dB以下	57dB以下
1	—	—	—	—

表2 (ii)

等級	軽量床衝撃音レベル			
	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域	1kHz帯域
5	63dB以下	56dB以下	50dB以下	46dB以下
4	68dB以下	61dB以下	55dB以下	51dB以下
3	73dB以下	66dB以下	60dB以下	56dB以下
2	—	—	—	—
1	—	—	—	—

b) 界床が、次の表の(i)項に掲げる等級に応じ、(i)項に掲げる床構造区分及び床仕上げ構造区分の組み合わせとなること。ただし、ここでいう床構造区分は(i)に掲げるところに、床仕上げ構造区分は(ii)に掲げることによる。

(i)	床構造区分及び床仕上げ構造区分		
	床構造区分1	床構造区分2	床構造区分3
5	床仕上げ構造区分1 1又は2	床仕上げ構造区分1 1又は2	床仕上げ構造区分1 1又は2
4	床仕上げ構造区分1 1から3まで	床仕上げ構造区分1 1から4まで	床仕上げ構造区分1 1から3まで
3	床仕上げ構造区分1 1から4まで	床仕上げ構造区分1 1から4まで	床仕上げ構造区分1 1から3まで
2	床仕上げ構造区分1 1から4まで	床仕上げ構造区分1 1から4まで	床仕上げ構造区分1 1又は2
1	—	—	—

(i) 床構造区分1、床構造区分2及び床構造区分3とは、a)の(i)から(iii)までに掲げる条件下で、均質单板スラブにあっては表2の(i)項に掲げる床構造の区分に応じ、それぞれ(i)項に掲げる各帯域において、それぞれに掲げる水準(軽量床衝撃音レベル5dBの誤差を含む。)となるよう必要な対策が講じられている床構造の区分をいう。

表1

(i)	軽量床衝撃音レベル			
	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域	1kHz帯域
床構造区分1	68dB以下	70dB以下	70dB以下	71dB以下
床構造区分2	73dB以下	75dB以下	75dB以下	76dB以下
床構造区分3	78dB以下	80dB以下	80dB以下	81dB以下

表2 (ii)

(ii)	軽量床衝撃音レベル			
	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域	2kHz帯域
床構造区分1	63dB以下	64dB以下	66dB以下	77dB以下
床構造区分2	68dB以下	69dB以下	71dB以下	82dB以下
床構造区分3	73dB以下	74dB以下	76dB以下	87dB以下

(ii) 床仕上げ構造区分 1、床仕上げ構造区分 2、床仕上げ構造区分 3、床仕上げ構造区分 4 及び床仕上げ構造区分 5 とは、次の表の(i)項に掲げる床仕上げ構造の区分に応じ、(ii)項に掲げる軽量床衝撃音レベル低減量の水準となる床仕上げ構造の区分をいう。

(i)	軽量床衝撃音レベル			
床仕上げ構造の区分	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域	1 kHz帯域
床仕上げ構造区分 1	15dB以上	24dB以上	30dB以上	34dB以上
床仕上げ構造区分 2	10dB以上	19dB以上	25dB以上	29dB以上
床仕上げ構造区分 3	5 dB以上	14dB以上	20dB以上	24dB以上
床仕上げ構造区分 4	0 dB以上	9 dB以上	15dB以上	19dB以上
床仕上げ構造区分 5	-5 dB以上	4 dB以上	10dB以上	14dB以上

### (3) 評価基準

#### イ 軽量床衝撃音対策等級

鉄筋コンクリート造等である評価対象住戸の等級は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の等級及び最も高い評価を受けた界床の等級とし、それぞれの等級は次に定めるところにより判定することとする。

① 評価対象住戸の等級は、(2)ロ⑤bに掲げる表によること。

② 床構造の区分は、次の表の(i)項に掲げるスラブの種類に応じ、(ii)項に掲げる基準に適合しているものにあっては、(iii)項に掲げる床構造の区分であるものとする。

(i)	(ii)	(iii)	(iv)
スラブの種類	等価厚さ	床構造の区分	(は)
均質单板スラブ	230mm以上	床構造区分 1	
	170mm以上	床構造区分 2	
	130mm以上	床構造区分 3	
ボイドスラブ	280mm以上	床構造区分 1	
	230mm以上	床構造区分 2	
	200mm以上	床構造区分 3	

(5) 床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験方法は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 日本工業規格A1440に規定する方法に従い試験が行われ、かつ、軽量衝撃音レベル低減量が算出されること。

b 8-1(3)ロ①cに掲げるループバイル仕上げであるもの  
床仕上げ構造区分 4  
減量が算出されること。

ロ 軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）は、下階界床及び上階界床の評価対象住戸の軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）は、評価を受けた界床の軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）それぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた床仕上げ材（ループバイル仕上げ材）はアルト系の面材の直上に、毛足の長さ3mm以上かつ毛足がカット仕上げ材（カーペット）及び最も高い評価を受けた床仕上げ材（ボリュードサンドイッチ）は厚さ55mm以上の日本工業規格A5914に規定する建物畳床又はこれと同等のもの

c 厚さ4mm以上のゴム製の面材の直上に、厚さ3mm以上のニードルパンチカーペットを設けた床仕上げ材  
d 厚さ55mm以上の日本工業規格A5901に規定するボリュードサンドイッチ（ミボードサンドイッチ）は厚さ55mm以上の日本工業規格A5901に規定するタムサ（タムサンドイッチ）は厚さ55mm以上の日本工業規格A5901に規定するタムサ（タムサンドイッチ）を設けた床仕上げ材又はこれと同等のもの

e 8-1(3)ロ①cに掲げるループバイル仕上げであるもの  
床仕上げ構造区分 5  
① 30dB以上

界床の床仕上げ構造が、次のa又はbのいずれかの基準に適合していること。

a 8-1(3)ロ①fの(i)から(vi)までの基準に適合していること。  
b 8-1(3)ロ①cに規定する軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）は、評価対象住戸の軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）は、下階界床及び上階界床の軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）それぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）及び最も高い評価を受けた床仕上げ材（ループバイル仕上げ材）はアルト系の面材の直上に、毛足の長さ3mm以上かつ毛足がカット仕上げ材（カーペット）及び最も高い評価を受けた床仕上げ材（ボリュードサンドイッチ）は厚さ55mm以上の日本工業規格A5914に規定する建物畳床又はこれと同等のもの

③ 8-1(3)ロcに規定する床仕上げ構造にあっては、軽量床衝撃音レベル低減量（5)の基準に適合する試験方法によって確認した開波数ごとの軽量床衝撃音レベル低減量をいう。(以下同じ。)が、(2)ロ⑤b(ii)の表の(i)項に掲げる水準を満たすものにあっては、同表の(ii)項に掲げる床仕上げ構造の区分であるものとする。

④ 次の表の(i)項に掲げる床仕上げ材が、直接床構造の上に施工される床仕上げ構造にあっては、(ii)項に掲げる床仕上げ構造の区分であるものとする。

界床の床仕上げ構造が、次のa又はbのいずれかの基準に適合していること。

a 8-1(3)ロcに規定する床仕上げ構造にあっては、軽量床衝撃音レベル低減量が、(2)イ b(ⅱ)の表の(i)項の床仕上げ構造区分1又は床仕上げ構造区分2に対応した同表の(i)項に掲げる周波数域ごとの基準に適合していること。

b イ④の表の(i)項の床仕上げ構造区分1又は床仕上げ構造区分2に対応した同表の(i)項に掲げる床仕上げ材が直接床構造の上に施工されるものであること。

③ 20dB以上

界床の床仕上げ構造が、次のa又はbのいずれかの基準に適合していること。

a 8-1(3)ロcに規定する床仕上げ構造にあっては、軽量床衝撃音レベル低減量が、(2)イ b(ⅱ)の表の(i)項の床仕上げ構造区分1、床仕上げ構造区分2又は床仕上げ構造区分3に対応した同表の(i)項に掲げる周波数域ごとの基準に適合していること。

b イ④の表の(i)項の床仕上げ構造区分1、床仕上げ構造区分2又は床仕上げ構造区分3に対応した同表の(i)項に掲げる床仕上げ材が直接床構造の上に施工されるものであること。

④ 15dB以上

界床の床仕上げ構造が、次のa又はbのいずれかの基準に適合していること。

a 8-1(3)ロcに規定する床仕上げ構造にあっては、軽量床衝撃音レベル低減量が、(2)イ b(ⅱ)の表の(i)項の床仕上げ構造区分1、床仕上げ構造区分2、床仕上げ構造区分3又は床仕上げ構造区分4に対応した同表の(i)項に掲げる周波数域ごとの基準に適合していること。

b イ④の表の(i)項の床仕上げ構造区分1、床仕上げ構造区分2、床仕上げ構造区分3又は床仕上げ構造区分4に対応した同表の(i)項に掲げる床仕上げ材が直接床構造の上に施工されるものであること。

⑤ その他

①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑥ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑦ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑧ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑨ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑩ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑪ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑫ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑬ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑭ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑮ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑯ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑰ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑱ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑲ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

⑳ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉑ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉒ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉓ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉔ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉕ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉖ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉗ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉘ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉙ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉚ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉛ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉜ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉝ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉞ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉟ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉟ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

㉟ ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

(イ)	(ロ)
等級	透 過 損 失 の 水 準
4	R <sub>r</sub> -55等級以上
3	R <sub>r</sub> -50等級以上
2	R <sub>r</sub> -45等級以上
1	令第22条の3に定める透過損失

### (3) 評価基準

等級 4

界壁の構造が、次に掲げる基準に適合していること。  
 ① 厚さが26cm以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造で、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

a 鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で軽量コンクリートを用いたもの  
 b 無筋コンクリート造、れんが造又は石造のもので両面に厚さ15mm以上のモルタル塗り又はブラスター塗りが施されたもの  
 c コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けられていないこと。

② 当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。

③ 当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。

④ 建築基準法第30条の規定に適合していること。

口 等級 3

① 厚さが18cm以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造で、イ①のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

② イの②から④までの基準に適合していること。

ハ 等級 2

① 厚さが12cm以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造で、イ①のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

② イの②から④までの基準に適合していること。

二 等級 1

建築基準法第30条の規定に適合していること。

8-4 透過損失等級（外壁開口部）

(1) 適用範囲

① この性能表示事項において評価すべきものは、界壁の構造に係る空気伝播音の透過のしにくさとする。

② 各等級に要求される水準は、評価対象住戸と隣接する住戸その他の室との界壁（当該壁の面する室の少なくとも一方が居室である部分に限る。）の構造について、次の表の(i)に掲げる等級に応じ、空気伝播音の透過損失が(1)項に掲げる水準にあり、かつ、界壁の構造が、空気伝播音の遮断の効果に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとなつていなければ、この場合において、種類の異なる複数の界壁が存している場合には、最も低い評価を受けた界壁の等級を当該評価対象住戸の等級すること。

イ 定義

「R<sub>r</sub>」とは、日本工業規格A1419-1に規定する音響透過程損失等級をいう。

ロ 評価事項

① この性能表示事項において評価すべきものは、界壁の構造に係る空気伝播音の透過のしにくさとする。

② 各等級に要求される水準は、評価対象住戸と隣接する住戸その他の室との界壁（当該壁の面する室の少なくとも一方が居室である部分に限る。）の構造について、次の表の(i)に掲げる等級に応じ、空気伝播音の透過損失が(1)項に掲げる水準にあり、かつ、界壁の構造が、空気伝播音の遮断の効果に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとなつていなければ、この場合において、種類の異なる複数の界壁が存している場合には、最も低い評価を受けた界壁の等級を当該評価対象住戸の等級すること。

イ 定義

「R<sub>r</sub>」とは、日本工業規格A1419-1に規定する音響透過程損失等級をいう。

イ 定義

イ 定義

「R<sub>m(1,3)</sub>」とは、日本工業規格A1419-1に規定する1／3オクターブバンド測定による平均音響透過損失をいう。

口 評価事項

- ① この性能表示事項において評価すべきものは、居室の外壁の開口部に使用されるサッシ及びドアセットの空気伝搬音の透過のしにくさとする。
- ② 各等級に要求される水準は、居室の外壁の開口部のうち、北、東、南及び西のそれぞれの方位に面するものに使用されるサッシ及びドアセットについて、次の表の(1)項に掲げる等級に応じ、R<sub>m(1,3)</sub>が(2)項に記載する範囲を時計回りにそれぞれ北、東、南及び西の方位とすること。
- a 真北方向を基準に方位軸を設定し、その方位軸と平面上で45度で交わる線により区分される範囲を時計回りにそれぞれ北、東、南及び西の方位とすること。
- b 開口部の方位は、開口部から屋外へ向かう法線の水平投影線の方位とすること。
- c 平面上で複数の法線の一つの開口部は、開口部の両端を結んだ平面の法線の属する方位にある開口部とすること。
- d 真上方向及び真下方向を向いている開口部にあっては、どの方位にもないものとすること。

(1)	(2)
等級	R <sub>m(1,3)</sub> の水準
3	25dB以上
2	20dB以上
1	—

口 (3) 評価基準

イ 等級3

東、西、南及び北の各方位について、居室の外壁の開口部のうち、評価する方位に面するものに使用されるサッシ及びドアセットが、次の①又は②のいずれかに該当するものであること。

- ① 日本工業規格A4706（ドアセットにあってはA4702）に規定する試験方法により確認された透過損失の平均値（ただし、1／3オクターブバンドで100Hzから2,500Hzにおける測定値の平均とする。）が、25dB以上であるもの
- ② 日本工業規格A4706に規定するサッシ又は日本工業規格A4702に規定するドアセットで、その遮音等級がT-4、T-3又はT-2に区分され表示されたもの

口 等級2

東、西、南及び北の各方位について、居室の外壁の開口部のうち、評価する方位に面するものに使用されるサッシ及びドアセットが、次の①又は②のいずれかに該当するものであること。

- ① 日本工業規格A4706（ドアセットにあってはA4702）に規定する試験方法により確認された透過損失の平均値（ただし、1／3オクターブバンドで100Hzから2,500Hzにおける測定値の平均とする。）が、20dB以上であるもの
- ② 日本工業規格A4706に規定するサッシ又は日本工業規格A4702に規定するドアセットで、その遮音等級がT-4、T-3又はT-2又はT-1に区分され表示されたもの

9 高齢者等への配慮に関すること

9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

- ① 「移動等」とは、水平移動、垂直移動、姿勢の変化及び寄りかかりの各行為をいう（9-2において同じ。）。
- ② 「介助行為」とは、介助式車いすの通行の補助、浴室における浴槽への出入り及び体の洗浄、寝室における介助式車いすからベッドへの移乗並びに便所における介助式車いすから便器への移乗、衣服の着脱及び排泄後の処理の各動作をいう。
- ③ 「基本生活行為」とは、日常生活空間で行われる排泄、入浴、整容、就寝、食事、移動その他これらに伴う行為をいう。
- ④ 「日常生活空間」とは、高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらをぶつぶつ一の主たる経路をいう。
- ⑤ 「接地階」とは、地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。

ロ 評価事項

- ① この性能表示事項において評価すべきものは、加齢等に伴う身体機能の低下等を考慮した移動等の安全性及び介助行為の容易性の高さとする。
- ② 各等級に要求される水準は、次の表の(1)項に掲げる等級に応じ、評価対象住戸の内部及びバルコニーにおける移動等の安全性及び介助行為の容易性への配慮のために講じられた対策が、(2)項に掲げる水準にあること。

(1)	(2)
等級	講じられた対策
5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること。 b 介助が必要となる場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行なうこと。
4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること。 b 介助が必要となる場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行なうこと。
3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b 介助が必要となる場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行なうこと。
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていないこと。